

神奈川県弁護士会 副会長 田中 恒司



出前授業の思い出

私が弁護士登録し最初に入った委員会は法教育委員 会です。法教育の活動が軌道に乗りつつある時期で、 様々な企画を検討し、実施しました。その中で、出前 授業で各学校を訪れ、生徒相手に授業を行ったことは 何より良い思い出です。いずれの学校でも熱心に話を 聞いてもらい、授業後に感謝の言葉をもらったり、後 日、感謝の手紙をもらったりしました。

法教育は法的なものの考え方を身につけるものであ り、出前授業としては消費者教育、憲法教育のほか、 教育指導要領に従った対立と合意、効率と公正につい ての授業などを行いますが、私は、弁護士という職業 を紹介し、その魅力を伝えるということが多くありま した。そんな職業紹介の授業の中で、目を輝かせる生 徒から、なぜ弁護士になったのかとダイレクトに聞か れると、はっとさせられることが多くありました。弁 護士になって15年以上経ちますが、私は何故弁護士を しているのか、弁護士になろうとした夢は叶っている

のか、考えさせられるのです。そのようなことを考え ながら、契約の重要性を話したり、刑事手続の重要性 を話したりしていると、刑事被疑者・被告人、高齢者・ 障害者、消費者などを含む社会的弱者や不平等・不公 平を是正したい市民のために仕事をしているのだとい うことに改めて気づくのです。

私が話していたことは、法教育のメニューからは少 し離れているかもしれません。法的なものの考え方と いうより、正義について一緒に考えているのかもしれ ません。正義というものを教えられるのか、中学校や 高校で教えてよいのか、という問題をはらんでいるよ うにも思います。

もっとも、法的なものの考え方にとどまらず、生徒 が興味をもちそうな話をすることについてはあまり後 悔はしていません。正義について自らが熱く語れば語 るほど、生徒もより目を輝かせ、弁護士って立派な仕 事なんですね、と感想を話してくれますし、そのよう な反応をもらうことは私にとって何よりの喜びだから です。

弁護士としての経験が長くなるほど生徒との年齢 ギャップが大きくなっているのですが、目を輝かせる 生徒に対して出前授業を行なうと、生徒の熱気を感じ るとともに、自ら若返ります。弁護士としてのやりが いを振り返ることができるのです。事務所への帰り道 では、ああ、弁護士やってて良かったな、と感じるの です。法的なものの考え方の話から離れてしまいまし たがご容赦ください。



司法参加と裁判所委員会と法教育

「強盗に入る店の前に自分名義の車を停めるのは、 強盗犯としては不自然だ。」、「私は、強盗犯が自分の 車を強盗に入る店の近くに停めているのをテレビで見 たことがある。」、「横浜ラーメン博覧会のイベント用 クオカードであれば、近所の人が同じものを持ってい る可能性もある。」、「本屋であればクオカードは購入 の際に使用されるものであるから、未使用のクオカー ドが本屋のレジスターに入っているのは不自然だ。|

令和5年1月以降、18歳から裁判員に選ばれること になるため、令和4年12月23日に、横浜地方裁判所で、 高校生模擬裁判選手権の出場経験を有する高校生が、 法曹三者の行う模擬公判を見た後、横浜地裁の裁判官 とともに模擬評議を行うイベントが開催された。上記 やり取りは、模擬評議の際の高校生の発言である。上 記発言で重要なのは、発言内容が事実と論拠 (経験則) を基に構成され、「それってあなたの感想ですよね、 はい論破」という、小学生の中で流行っているフレー ズでは論破できない意見になっていることである。

神奈川県弁護士会法教育委員会では、小中高生を対 象に、模擬裁判の出前授業や、日弁連主催の高校生模 擬裁判選手権と同日に、同一教材を使用した交流戦を 行うなどして、トゥールミンモデルという議論の仕方 を習得する機会を増やしている。上記のやり取りを聞 いていた私が、この様な法教育の必要性を痛感したの は、令和5年3月17日に行われた日本学術会議の公開 シンポジウムにパネリストとして参加した高校3年生 の次の発言を聞いた時である。

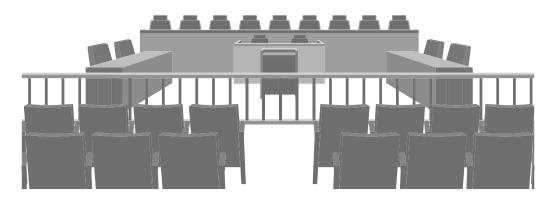
「議論に関する教育を受けていない。」、「議論する機 会が少ない。」、「模擬裁判選手権に出た人としか議論 ができない。」

やはり、多くの高校生が、事実と論拠(経験則)を 基に意見できるというわけではなく、むしろ議論する ことについて消極的な意見を持っていたのである。し かし、法教育の活動は、教員との連携が必要なことも あり、法教育に熱心な教員がいる間は、当該学校で法 教育の活動が行えるが、当該教員が異動してしまうと、 当該学校での法教育は行われなくなる傾向が強く、な かなか広がらないというのは昔から言われていること である。

しかし、18歳から裁判員になるということもあり、 横浜地裁も、裁判官が学校で出前授業を行ったり、上 記のように高校生を対象に模擬公判や模擬評議等を 行っているうえ、裁判所委員会でも法教育のあり方を テーマにするなど、裁判官にも法教育の関心が高まっ ている。同委員会にオブザーバーとして参加した私は、 ここぞとばかりに、裁判所委員会委員(横浜地裁所長、 裁判官、弁護士、検事、金融、教育、報道等多数の業 界から選任されている。) に、上記のような高校生の 議論に関する意見や現在の法教育の実態を訴えてみた ところ、委員の意見交換の場で、「熱心な教員に任せ るだけではなく、法曹三者で法教育に取り組む機会 を。」という様な意見が出されるなど、委員の法教育 への関心を高める一定の効果はあったと感じた。

裁判員に選ばれた高校生が辞退することなく積極的 に参加し、それを1つの成功体験として政治にも積極 的に参加するようになり投票率が上がるのか、または 逆の結果になるのか。「法教育を広げるのは今でしょ。」 という状況である。

(法教育委員会委員 髙井 英城)



夏你の賠往數室

1 概要及び経緯

令和5年8月19日、横浜市たまプラーザ地域ケアプラザにて、「夏休み法律教室」と題して、模擬裁判が行われました。

参加者が小学3年生から高校1年生までと幅が広かったため、内容としては、関係者間で利害が対立しうる身近な事例を想定し、利害関係を適切に調整しうるルールの策定に取り組んでもらう、というものになりました。

事例の舞台は公園とし、滑り台や砂場、広場が配置された詳細な園内図が設定されました。

また、利害が対立する関係者として、野球をしたい 小学生、サッカーをしたい中学生、清潔かつ安全な環境で静かに遊びたい母子、飼い犬を散歩させたい飼い 主及び公園に隣接する建物に居住する高齢男性が登場 し、様々な対立する利益が設定されました。

このような内容は当初から定まっていたものではなく、担当弁護士(山﨑健一会員、濵邉和揮会員、当職)と横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ担当者との間での詳細な打合せを重ねる中で、担当者からの資料提供や具体的ニーズの教示といった多大なる協力を受け、作り上げられたものでした。

2 当日の流れ

当日は、約20名の参加者のほか、近隣の学校に通学している学生ボランティアの方が加わり、合計約30名となったので、6つのグループに分かれて、各グループごとに、ボール遊びと犬の散歩についてのルールの

案を考えてもらいました。

また、グループごとの偏りがないように、各グループの学年構成はなるべく均等となるように設定しました。

2時間強に及ぶ長丁場で、かつ、関係者間の利益衝突を適切に調整しうるルールの策定という極めて難しい演習内容でしたが、終始活気にあふれた雰囲気の中で議論が交わされ、間延びする、緩むといったことは一切ありませんでした。

最終的に、考えたルール案を模造紙に書き、全てのグループに発表してもらいました。各グループが発表してくれたルール案は、対立する利益についてバランスよく配慮したものであったことはもちろん、規制の対象範囲を図示したり、規制の実効性を確保するために絶妙な金額の罰金を設定したり、果ては、利害対立という緊張関係を和らげようとルールに独自の名称を付したり、マスコットキャラクターを誕生させたりと、干からびた中年男性の当職では遠く及ばない子どもたちの豊かな発想力、想像力に舌を巻くばかりでした。

3 結び

コロナ禍を経て生活様式がますます多様化し、利害 対立が複雑化する昨今、子どもたちがこのような課題 に積極的に取り組んでくれたことを、とても頼もしく 感じました。また、横浜市たまプラーザ地域ケアプラ ザご担当者様には、事前及び当日の手厚いご準備(ひ まわりなどの花を模した紙の飾り付けなど、感嘆しま した。)を賜り、深く感謝する次第です。

(法教育委員会委員 山岸 敦志)





法教育の取り組みを動画で分かりやすく

皆さん、会のホームページに掲載されている法教育 の出前授業動画、見ていただけましたか?

法教育委員会では、県下の皆さんに我々がどのよう なことをしているのかを分かりやすく紹介するために 出前授業の動画を作成しました。個性豊かな(?)弁 護士たちが各々熱い気持ちを込めてひと言コメントと ともに授業の内容を紹介しています。是非ご覧いただ き、お知り合いの学校やお子様などにも紹介していた だければと思います。

法教育委員会では、出前授業のほかにも模擬裁判授 業、裁判傍聴引率といった通年の授業や、サマースクー ル、日弁連主催の高校生模擬裁判選手権の予選なども 実施しており、県下の生徒さんたちに法教育を伝える べく日々活動しています。今後は出前授業以外にも紹 介動画を作成していく予定です。

神奈川県は全国的に見ても法教育の授業が非常に活 発に行われている県であり、他県からもイベントに視 察が来るレベルにあります。このようなレベルを維持 できているのは法教育に興味を持った学校の教員の 方々や生徒さんたちの積極的な参加があったからに他 なりません。委員会として、今後さらにこのような輪

最近の教育のあり方を みていると、法教育が目 指すものが世の中でも必

要とされるようになってきたと感じます。広 報もより重要になると思いますので、引き続 き、情報の発信に尽力していきたいと思いま (河野 隆行)



細貝 嘉満 青木 康郎 田丸 明子 河野 隆行 服部 知之 村上 貴久 押田 美緒 大木秀一郎 松浦ひとみ 伊藤 真哉 岩崎 健太 川口 言子 を広めるべく活動していきます。

会員の皆さん!! 応援だけでなく是非我々と一緒に 学校に行って法教育の実践をしてみませんか? 委員 会に来ていただくか、お知り合いの委員にお声がけい ただければいつでもご参加いただけます!! 皆さんの ご参加をお待ちしています!!

(法教育委員会委員 須藤 公太)





こちらから!

神奈川県弁護士会

数音センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、 弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

● ● こんなことを頼めます… ● ●



裁判傍聴会 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行 います。

出前授業 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授 業をします。

模 擬 裁 判 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

横浜市中区日本大通9神奈川県弁護士会内 神奈川県弁護士会法教育センター TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718 受付時間 月~金 午前9時~12時 午後1時~5時

ホームページにアクセス!

神奈川県弁護士会ホームペーシ

